幹　　事：大臣官房付（官房長が指名する者）
幹　　事：大臣官房参事官（予算担当）
幹　　事：大臣官房秘書課付（大臣官房秘書課長が指名する者）
幹　　事：大臣官房人事課付（大臣官房人事課長が指名する者）
幹　　事：大臣官房施設課付（大臣官房施設課長が指名する者）
幹　　事：大臣官房秘書課広報室長
幹　　事：大臣官房会計課庁舎管理室長

別添２第１の１を次のように改める。

１　法務省対策本部は，次に掲げる本部長，副本部長，本部員及び幹事により構成する。

本 部 長：大臣
副本部長：副大臣
副本部長：大臣政務官
副本部長：事務次官
副本部長：官房長
本 部 員：大臣官房審議官（総括担当）
本 部 員：大臣官房秘書課長
本 部 員：大臣官房人事課長
本 部 員：大臣官房会計課長
本 部 員：大臣官房施設課長
本 部 員：大臣官房司法法制部長
本 部 員：民事局長
本 部 員：刑事局長
本 部 員：矯正局長
本 部 員：保護局長
本 部 員：人権擁護局長
本 部 員：訟務局長
本 部 員：入国管理局長
本 部 員：法務総合研究所長
本 部 員：その他本部長が指名する者
幹　　事：大臣官房厚生管理官
幹　　事：大臣官房司法法制部司法法制課長
幹　　事：民事局総務課長
幹　　事：刑事局総務課長
幹　　事：矯正局総務課長
幹　　事：保護局総務課長
幹　　事：人権擁護局総務課長
幹　　事：訟務局訟務企画課長
幹　　事：入国管理局総務課長
幹　　事：法務総合研究所総務企画部長
幹　　事：公安審査委員会事務局長
幹　　事：大臣官房付（官房長が指名する者）
幹　　事：大臣官房参事官（予算担当）
幹　　事：大臣官房秘書課付（大臣官房秘書課長が指名する者）
幹　　事：大臣官房人事課付（大臣官房人事課長が指名する者）
幹　　事：大臣官房施設課付（大臣官房施設課長が指名する者）
幹　　事：大臣官房秘書課広報室長
幹　　事：その他本部長が指名する者

別添２第３の１を次のように改める。

１　法務省対策本部に事務局を置き，次に掲げる事務局長，事務局長補佐，事務局次長及び事務局員により構成する。

事 務 局 長：大臣官房秘書課長
事務局長補佐：大臣官房付（官房長が指名する者）
事務局長補佐：大臣官房参事官（予算担当）
事務局長補佐：大臣官房秘書課付（大臣官房秘書課長が指名する者）
事務局長補佐：大臣官房人事課付（大臣官房人事課長が指名する者）
事務局長補佐：大臣官房施設課付（大臣官房施設課長が指名する者）
事務局長補佐：大臣官房会計課庁舎管理室長（本省が被災した場合に限る。）
事 務 局 次 長：大臣官房秘書課広報室長
事 務 局 員：大臣官房の秘書課，人事課，会計課，施設課及び厚生管理官の補佐官，係長，係員等の職員であって，事務局長が指名する者

別図中「大臣官房訟務部門」を削り，「人権擁護局」の下に「訟務局」を加える。

財務省・国税庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく財務省・国税庁の国民の保護に関する計画（財務省・国税庁国民保護計画）を次のとおり変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき公表する。

平成27年12月18日

財務大臣　麻生　太郎
国税庁長官　中原　　広

財務省・国税庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

目次第３章中「緊急対処保護措置」の前に「財務省の」を加える。

目次第３章２中「事態」を削る。

総論３⑴中「武力攻撃事態等」の次に「、「国民の保護のための措置」、「武力攻撃災害」及び「緊急対処保護措置」」を、「とは、」の次に「それぞれ」を、「第１条」の次に「並び」を加え、「規定する武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいい、「緊急対処事態」とは、事態対処法第25条第１項に規定する緊急対処事態をいう」を「国民保護法第２条第３項、同条第４項及び第172条第１項に規定する当該用語の意義による」に改める。

総論３⑵ロ中「（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条に規定する沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）」を削る。

総論３⑵ハ中「大臣官房、各局及び各課」を「大臣官房各課及び各局」に、「「各地方支分部局」」を「各地方支分部局」に改める。

総論３⑵ハの次に次を加える。

ニ　「沖縄総合事務局」とは、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条に規定する沖縄総合事務局をいう。

ホ　「沖縄総合事務局等」とは、沖縄総合事務局及び内閣府設置法第47条第２項に規定する沖縄総合事務局に置く出張所をいう。